

設計図書等に関する回答書

令和元年7月18日

二本松市教育委員会教育長
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名 二本松文化センターほか2施設で使用する電気の調達
- 3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
1. 入札対象施設の現供給者を教えてください。（複数社ある場合はその旨教えてください。）	1. すべて東北電力株式会社です。
2. 弊社供給の場合、旧一般電気事業者同様の付帯契約（蓄熱割等）の運用ができませんが、ご了承いただけますでしょうか。	2. 了承しました。
3. 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設でしょうか。その場合、旧一般電気事業者に新電力への切替ができることを確認していただけていますでしょうか。	3. すべて初めての切替となります。切替についての確認はしています。
4. 仕様書2(3)に「ただし、開始日時は供給変更手続の都合のため、受注者の申出による日時とすることができる。また、終了日時は発注者受注者協議の上変更することができる」と記載がございしますが、弊社が落札し、ご希望の10月1日の供給開始日に手続き上間に合わない場合は、供給開始日を協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	4. 仕様書2(9)エに記載のとおり供給開始日時から電気を供給ができるようにご対応ください。
5. 入札用封筒の記載内容に指定はありますか。	5. 入札書封筒には、入札件名等記載します。二本松市のトップページから「入札書・見積書関係様式」と検索していただき、「制限付一般競争入札」の欄の「入札書封筒（入札室執行用）」を参考に、記載してください。

<p>6. 再度入札を辞退する場合、入札書に「辞退」と記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>7. 契約電力が500kw以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか。</p> <p>8. 現契約での計量日を教えてください。</p> <p>9. 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますでしょうか。(例:使用期間が3/10~4/9の場合、計量日は4/10 0:00)</p> <p>10. 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>11. 契約締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>12. 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p> <p>13. 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。</p> <p>14. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。</p>	<p>6. 再入札書の金額欄に「辞退」と記載をお願いします。</p> <p>7. 当該案件について契約電力が500kW以上の施設はございません。</p> <p>8. 検針日については5日や10日前後など施設ごと月ごとに異なります。</p> <p>9. 契約書(案)のとおり毎月1回一定の日とし、詳細な計量日時については、契約締結時に協議します。</p> <p>10. 単価及び端数処理の計算方法については、仕様書2(8)に記載のほか、記載のない詳細な事項(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等)については、落札決定後に協議するものとします。</p> <p>11. 原則として契約書(案)による契約としますが、必要に応じて落札者と協議の上定めるものとします。</p> <p>12. 原則として契約期間中は同一単価での電力供給としますが、契約書(案)第2条第4項のとおり、双方合意のうえ契約金額を改定することができるものとします。</p> <p>13. 仕様書2(9)に記載のとおり、燃料費調整については、東北管内の旧一般電気事業者の算定方法によるものとします。</p> <p>14. 契約期間中及び契約期間満了時に閉鎖や移転等を予定している施設はありませんが、内容については了承します。</p>
---	--